

医療機関で健康保険証の代わりにマイナンバーカードを利用する方法

必要なもの



マイナンバーカード

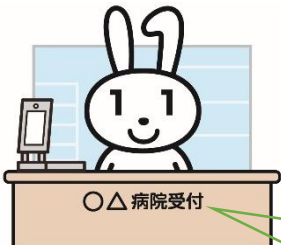


4桁の暗証番号
※顔認証ができない
or 対応していない場合



診察券
(ある場合)

①マイナンバーカード
受診に対応している
病院等に行きます



このポスターが目印です！



②受付に置いてある
機械を見つけます

※機械は設置場所により形状が異なります



③機械にカードをかざします



④機械の顔認証機能で本人確認を行います

※顔認証でうまく認証できない場合は・・・
マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します or
受付の方にカードを提示し、本人確認をしてもらいます

※4桁の暗証番号とはカードを受け取った際、ご自身で決めた4桁の数字（利用者証明用電子証明書）のことで...

⑤・過去の医療機関受診情報やお薬情報
・（40歳以上の場合）特定健診情報
の医療機関への提供について同意の有無を選択します

※過去の医療情報の提供については、毎回選択することとなりますので、ご自身で同意の有無を選択してください

⑥カードを取って受付は完了です

マイナンバーカードの健康保険証利用については
高額な医療費が発生する場合の事前の限度額適用認定証の発行申請が不要になったり
（診療情報の提供に同意した場合）診療報酬の窓口負担が小さくなるなどメリットがあります
令和5年4月より医療機関・薬局においてシステムの導入が原則義務づけられましたので
ぜひ 積極的なマイナンバーカードへの健康保険証機能の登録と保険証利用をご検討ください



マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 の4番→2番

【作成】八尾市
(令和5年4月1日)